

料金の上限(案)

1 利用料の徴収について

(1) 現在

- 宮城大学条例に基づき、授業料、入学者選抜手数料、入学金及び証明手数料を徴収している。

宮城大学条例
§ 3

(2) 法人化後

- 法人が利用料を徴収しようとする場合は、あらかじめ、料金の上限を定め、知事の認可を受けなければならない。
- 知事は、料金の上限に係る認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

地方独立行政法人法
§ 23

【趣旨】

県が大学を設置、管理している場合には、利用料の額の決定を議会の判断にかからしめていることから、法人化後についても、法人による業務運営の自主性・自律性に配慮しつつ、利用料の額の決定に議会が関わるができる仕組みとする。

【手続】



推進会議で決定した料金の上限案により、平成21年2月定例会に提案する。

2 宮城大学の法人化基本方針

- 授業料など大学の料金については、法人がその上限を定め、議会の議決を経て県が認可するが、その設定に当たっては、他の国公立大学の動向等を踏まえながら、適切に行う。また、これを変更しようとするときも、同様とする。

基本方針
第2,3(4)

3 料金の上限に関する考え方

(1) 上限額を定める範囲

- 現在、宮城大学条例により徴収しているものを対象とする(本来的業務。定款§27～)。
- 大学施設使用料、宿舍使用料等は、対象とせず、法人の規程で独自に料金を定めることとする(附帯的業務。定款§27)。
- 平成21年度以降に開設を予定している教員免許状更新講習の受講料については、講習の開設に合わせ、別途、認可を受ける。
- 公開講座の受講料については、今後とも大学で検討する。

(2) 上限額の設定

- 宮城大学条例に定める額と同額とする。

4 料金の上限案

料金の種類		算定基礎	料金の上限度	現 在 額	
授業料	学部学生	1年につき	535,800円	535,800円	
	大学院学生		535,800円	535,800円	
	研究生	1月につき	29,700円	29,700円	
	科目等履修生	1単位につき	14,800円	14,800円	
	特別聴講生		14,800円	14,800円	
入学者選抜手数料	学部学生	1件につき	17,000円	17,000円	
	大学院学生		30,000円	30,000円	
	研究生		9,800円	9,800円	
	科目等履修生		9,800円	9,800円	
入学金	学部学生	1件につき	県内者	282,000円	282,000円
			県外者	564,000円	564,000円
	大学院学生		県内者	282,000円	282,000円
			県外者	564,000円	564,000円
	研究生		県内者	84,600円	84,600円
			県外者	169,200円	169,200円
	科目等履修生		県内者	28,200円	28,200円
			県外者	56,400円	56,400円
証明手数料		1通につき	300円	300円	

【参考】

地方独立行政法人法 (料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

公立大学法人宮城大学定款 (業務の範囲)

第27条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- 一 大学を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 大学における教育研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。